

第六次

新宿区庁内地球温暖化対策実行計画 「新宿区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」

平成30年(2018年)3月

新 宿 区

目 次

第1章 第六次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定について	1
第2章 計画の内容	
1 計画の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の対象範囲	2
4 CO ₂ 排出量の算定方法	2
5 目標設定の考え方	2
6 本計画期間内での排出目標及び削減量	3
7 目標達成に向けての取組	5
8 第五次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画の取組結果	6
9 職員への情報提供・研修等	7
10 点検・評価・公表	7
11 第六次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画の策定経過	7
12 具体的な取組	8
13 その他環境配慮のための取組	13
参考資料1・2	14

第1章 第六次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画策定について

新宿区は、平成11年（1999年）4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という）」により策定が義務付けられている地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）として新宿区庁内地球温暖化対策実行計画（第一次：平成12～14年度（2000～2002年度）、第二次：平成15～17年度（2003～2005年度）、第三次：平成19～22年度（2007～2010年度）、第四次：平成23～27年度（2011～2015年度）、第五次28～29年度（2016～2017年度））を策定し、区の事務事業から排出される二酸化炭素（CO₂）の排出量削減に取り組んできた。

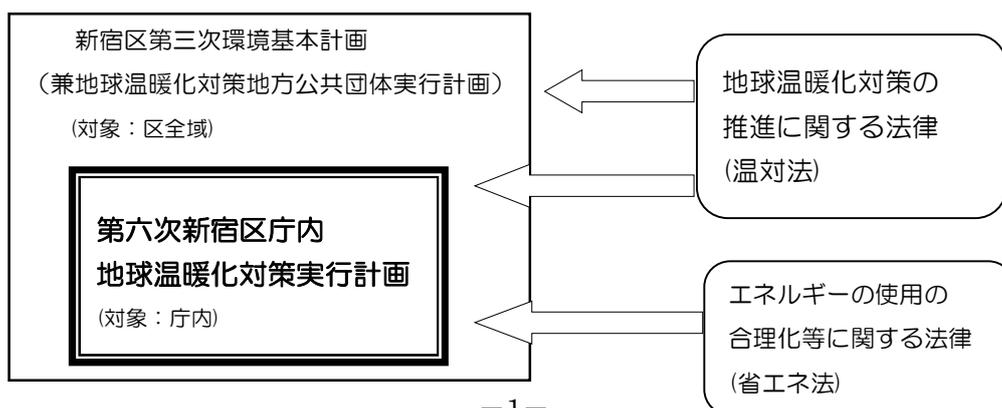
また、区域全体においても、地球温暖化対策により積極的に取り組むために、「新宿区地球温暖化対策指針」を平成23年（2011年）3月に策定し、新宿区庁内地球温暖化対策実行計画をその一部として位置付け、その後、平成25年（2013年）2月に策定した「第二次環境基本計画」においても、「地球温暖化対策の推進」を個別目標に掲げ、温暖化対策を推進してきた。

平成30年（2018年）2月には、温暖化施策の更なる強化と一本化を図るため、「新宿区地球温暖化対策指針」を「環境基本計画」に統合し、平成30年度（2018年度）から10年間を計画期間とする「新宿区第三次環境基本計画（兼地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編）」を策定した。

併せて、エネルギー消費の面からも、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という）」により、区は、特定事業者として中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減が求められており、省エネルギーに努めているところである。

区では、事務事業における徹底した省エネルギーを図り、温室効果ガスの排出量削減を図るために、平成30～34年度（2018～2022年度）を計画期間とした第六次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画を策定する。

<計画の位置付け>



第2章 計画の内容

1 計画の目的

「温室効果ガスの削減」

本計画は、温対法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、区が、区の事務、事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、自ら率先して地球温暖化対策の推進を図り、温室効果ガス排出量の削減目標を達成することを目的とする。

ただし、CO₂排出量については排出係数の影響が大きいことから、併せて区のエネルギー消費量についても評価していく。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成30～34年度（2018～2022年度）の5ヵ年とし、新宿区第三次環境基本計画（兼地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編）の見直しと合わせて計画の更新を行う。

3 計画の対象範囲

本実行計画の対象範囲は、区の事務事業に係る部分とする。（指定管理施設についても対象範囲とする）。

区の所有または使用する施設のうち、民間事業者に貸し出している普通財産等については、区の事務事業の用に供していないため、対象範囲から除外する。

対象外施設：普通財産（旧小中学校等）、

賃貸型土地信託（新宿ファーストウェスト）等

4 CO₂排出量の算定方法

区のCO₂排出量は、区のエネルギー使用量に環境省令・経済産業省で定める係数を掛けて算定する。

区のエネルギー使用量は、省エネ法に基づき毎年7月末までに国に報告しているエネルギー量（区長部局及び教育委員会）に、省エネ法では報告の対象外となっている庁有車の燃料使用量及び、街路灯等の電気使用量を足したものから、普通財産で使用した分を引いたものとする。

5 目標設定の考え方

新宿区第三次環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）でCO₂排出削減目標としている「平成42年度（2030年度）のCO₂排出量を平成25年度（2013年度）比で24%削減」を本計画でも目標とする。

区の事務事業にかかるCO₂排出量の平成42年度（2030年度）の数値目標を算定し、平成42年度（2030年度）の区の排出目標を18,602

t - CO₂とした。

※区のCO₂排出削減目標は国の温室効果ガス排出削減目標「平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）を基準年として温室効果ガスを26%削減」を基としており、平成24年度（2012年度）における区内の温室効果ガス排出量の構成割合等の約95%をCO₂が占めていることから、国の温室効果ガス排出削減目標から、CO₂相当分を抽出し、削減目標を設定したものである。

< 排出目標の算定式 >

(CO₂排出削減目標)

平成42年度（2030年度）CO₂排出量を平成25年度（2013年度）比で24%削減

平成25年度
(2013年度) 排出量

削減率24%

$$24,476 \text{ t-CO}_2 \times (1 - 0.24) \div 18,602 \text{ t-CO}_2$$

6 本計画期間内での排出目標及び削減量

	基準年 (排出実績)	環境マネジメント及び省エネ報告書による集計					目標年度
	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成42年度 (2030年度)
排出目標(t-CO ₂)	24,476	22,896	22,580	22,264	21,948	21,632	18,602
増減(%)		△6.5%	△7.7%	△9.0%	△10.3%	△11.6%	△24%
削減量(t-CO ₂) (平成25年度 (2013年度) 比)		※ △1,580	※ △1,896	※ △2,212	※ △2,528	※ △2,844	△5,874

※目標年度でカーボン・オフセットによる500 t - CO₂を相殺し、算定した数値。

森林吸収量を相殺 (カーボン・オフセット)

※森林整備による森林吸収量 (カーボン・オフセット) (t - CO ₂) /年	△500
平成42年度 (2030年度) における省エネ行動による削減量 (t - CO ₂)	△5,374

平成42年度 (2030年度) の削減量は、平成25年度 (2013年度) の実績から排出目標値を引き、カーボン・オフセットによる吸収量を相殺したものである。

排出目標
(平成42年度
(2030年度))

カーボン・オフセット
吸収量(平成42年度
(2030年度))
※排出目標を緩和する。

基準年排出量
(平成25年度
(2013年度))

削減量
(平成42年度
(2030年度))

$$18,602\text{t-CO}_2 + 500\text{t-CO}_2 - 24,476\text{t-CO}_2 = -5,374\text{t-CO}_2$$

$$-5,374\text{t-CO}_2 \div 17\text{年} \div -316\text{t-CO}_2$$

目標達成のためには、基準年度(平成25年度(2013年度))から目標年度(平成42年度(2030年度))までの17年間で、毎年316tずつ削減量を増やしていく必要がある。

※森林整備による自治体間カーボン・オフセット

取り組み内容	「新宿の森」のカーボン・オフセット事業
考え方	伊那市における間伐事業(約20ha/年)、及び沼田市(約12ha)、あきる野市(約3ha)での森林整備を継続する。 これにより、毎年、500t-CO ₂ 吸収量が見込まれる。
見込まれるCO ₂ 吸収量	500 t-CO ₂
削減効果	500.00t-CO ₂

区は友好都市である伊那市と協定を締結し、平成21年度(2009年度)から市有林の間伐整備を行っている。

これは、木々の生長を促し、CO₂吸収量を増加させ、CO₂排出量と相殺するカーボン・オフセットの取り組みを他の自治体に先駆け、いち早く実施したものであり、吸収量について長野県から認証を受けている。

群馬県沼田市、東京都あきる野市においても植林によるカーボン・オフセットを実施し、群馬県及び東京都から吸収量の認証を受けている。

この取組みによる吸収量は、3か所合計で、年間約500t-CO₂を見込んでおり、区の事務事業による排出量から相殺する。

7 目標達成に向けての取組

CO₂排出量の削減については、再生可能エネルギー導入による取り組みと、職員の省エネ行動等により、省エネ法に基づき、毎年1%ずつエネルギー使用量を削減することで達成する。

(1) 再生可能エネルギー導入による取組み

- ・区有施設への太陽光発電システムの導入

取り組み内容	区有施設への太陽光発電設備の設置
考え方	発電容量10kW相当の設備を設置する。
1kWあたりの年間発電量(推計)	1051.2kWh
排出係数※1	0.522 kg-CO ₂ /kWh
1台あたりの削減効果	5.5 t-CO ₂ /年(20kWの場合11.0 t-CO ₂ /年)
導入台数	17台(平成29年度(2017年度)末)※2
削減効果	99.0 t-CO ₂

※1 排出係数の変動により、削減効果も変動する。

※2 内訳はP.12参照

(2) 区職員の省エネ行動による削減の取組み

取り組み内容	日常の省エネ活動を実践する。 ※具体的な取り組み内容は別表を参照。
考え方	区職員及び区の事業に関わる人々が省エネ行動を実践する。
実施率	100%
取り組み施設	全区有施設
削減目標 (平成25年度(2013年度) 実績比)	エネルギー消費量 17%削減 (毎年1%削減)

※省エネ行動は職員の行動だけでなく、適切な設備改修も含む。

エネルギー消費量と排出係数の関連性

今後、エネルギーミックス等により排出係数の改善が予想される。

平成25年度(2013年度) 都内排出係数 0.522

平成2～23年度(1990～2011年度) 平均排出係数 0.374

排出係数が平均レベルに改善され、エネルギー使用量も削減されると、CO₂排出量も大きく下がる。

8 第五次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画（平成28～29年度（2016～2017年度））の取組結果

（1）CO₂排出量（区全体）の推移

	第五次新宿区庁内温暖化対策実行計画期間		
	平成25年度 (2013年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
排出実績(t-CO ₂)	24,476	25,456	—
目標値(t-CO ₂)		23,528	—
増減(%) 目標値比		8.2%増	—
削減量(t-CO ₂) 目標値比		1,928t増	—
CO ₂ 削減目標 達成状況		未達成	—
エネルギー使用量(kl) 原油換算(※)	13,931	14,451	—

※省エネ法に基づく換算方法により原油換算したものの。

◎目標達成状況

※震災影響による排出係数の上昇により、CO₂排出実績は高めになる傾向がある。そのため、参考比較としてエネルギー使用量実績を記載した。

平成28年度（2016年度）の結果

気候による空調等の使用増などにより、平成27年度（2015年度）と比較してエネルギー使用量が増加傾向にある。今後、使用方法をさらに工夫することや、施設改修に合わせて省エネ型の空調や照明を導入するなどの取組みを推進していく必要がある。

ガソリン使用量は、目標基準年度である平成25年度（2013年度）の使用量が、他年度に比べ少ないことが目標を達成できなかった要因の一つでもあるが、経年比較すると増加傾向にある。出張等の際には効率的なルートの検討や公共交通機関の使用、庁有車の買い替えの際の低燃費車購入等をさらに徹底する必要がある。

9 職員への情報提供・研修等

職員への情報提供・研修については、全新入職員に対する「新任研修」、新宿区環境マネジメントにおける「普及啓発研修」等において行い、省エネやCO₂排出量の削減等について主体的に取り組む職員を育成する。

また、環境マネジメント通信等を通じて地球温暖化対策や省エネ対策について、適宜、情報提供を行う。

10 点検・評価・公表

本計画に基づき取り組まれた結果の点検は、省エネ法によるエネルギー使用量の集計及び新宿区環境マネジメントに基づいて行う。

(1) 各課・所の点検・評価

環境マネジメント推進員のもと、別表による省エネ行動の徹底を図り、各課・所で定めた環境目標の点検・評価を行う。

(2) 各施設（建物）のエネルギー使用量集計・点検・評価

施設（建物）管理担当の環境管理推進員のもと、建物全体のエネルギー使用量を集計し、増減の要因を分析し、目標達成の見込み、状況について点検・評価を行う。

(3) 区全体について

環境マネジメント事務局は、省エネ法に基づき、区全体のエネルギー使用量を集計し、各施設（建物）の点検・評価を基に、区全体のエネルギー使用量について点検、評価し、環境基本計画推進本部へ報告する。

(4) 公表

本計画の推進結果については、毎年発行される「新宿区環境白書」に掲載して公表する。なお、本計画では、CO₂の排出量を温対法施行令第6条に基づいて算定する。

11 第六次新宿区区内温暖化対策実行計画の策定経過

日付	会議等	概要等
平成30年2月1日	平成29年度（2017年度）第2回 新宿区環境基本計画推進本部会議	第六次計画（案）について検討
平成30年3月27日	平成29年度（2017年度）第3回 新宿区環境基本計画推進本部会議	第六次計画の決定

12 具体的な取組

(1) 職員の省エネ行動による削減の取り組み

区職員及び区の事業に関わる人々は、以下の省エネ行動を実践し、CO₂排出量の削減に取り組む。（新宿区環境マネジメント活動の手引きより）

◎ 電気使用量の削減

事務機器等の 適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ① OA機器や電気製品の不使用時には、こまめに電源を切る。 ② 電源タップを導入し、確実に主電源を切ることで待機時電力の消費を防ぐ。
照明の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ① 開庁時間まで照明を可能な限り消灯する。 ② 昼休みは窓口など必要箇所を除き消灯を徹底する。 ③ 残業時に、不必要な照明を消灯する。また、退庁時に、室内の消灯を徹底する。 ④ 普段から不必要な照明の消灯を励行する。 ⑤ 照明器具を電力消費量の少ないタイプに更新する。また、効果的な照度を確保するため、定期清掃に努める。
ノー残業デーの 徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① ノー残業デーを徹底する。 ② ノー残業デーを徹底するための職場環境を整備する。
空調の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ① 空調機器の使用を抑制し、冷暖房の適温励行を徹底する（冷房時の室温の目安：28℃・暖房時の室温の目安：19℃）。 ② 夏期には、ブラインド等により日射を遮り、冬期には自然採光を積極的に取り入れる。 ③ クールビズ・ウォームビズを励行し、冷暖房に頼りすぎない職場環境の整備に努める。
エレベータの 適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ① できるだけ階段を利用し、安易にエレベータを利用しないよう努める。 ② 複数台設置されているエレベータについて、利用者数や利用時間等に応じて間引き運転を行う等、電力消費の削減を工夫する。
その他機器の 適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用後には温水洗浄便座のフタを閉める。 ② 電気ポット使用の場合は、沸騰後プラグを抜く。 ③ 冷蔵庫使用の場合は、季節に応じて温度設定をこまめに行う。 ④ テレビ使用の場合は、使用後プラグを抜き待機電力の消費を防ぐ。

◎ ガス（都市ガス・LPG）使用量の削減

ガス機器の 適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ① 冷暖房温度の設定を適正にし、ボイラー等の適正運転を管理し、燃焼効率を向上させる。 ② 空調機器の使用を抑制し、冷暖房の適温励行を徹底する（冷房時の室温の目安：28℃・暖房時の室温の目安：19℃）。
---------------	---

◎ その他のエネルギー（灯油・重油等）使用量の削減

空調の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ① 給湯器・ボイラーの温度設定や運転時間を適切に管理し、燃焼効率を向上させる。 ② 暖房は19℃とし、外気温に合せたこまめな温度調節や換気管理により、暖房設備の燃料使用量を抑制する。
---------	--

◎ 水使用量の削減

節水行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常的に洗面所や流しにおける節水の励行を図る。 ② 庁有車の洗車方法や回数等を改善する。
節水設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備、機器等の更新時に節水型を導入する。 ② 水道水圧を調整する等、節水を推進する。また、トイレ用水の水量調節を工夫する。 ③ 節水コマを導入し、水量調整を図る。 ④ 雨水タンクを設置し、雨水利用に努める。

◎ 庁有車等の燃料使用量の削減

庁有車等の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ① タイヤの空気圧の調整等車両整備を適切に実施し、アイドリングストップ装置を活用しアイドリングストップを励行する。 ② 不要物の積載、急発進・急加速の回避、空ぶかしをしない等、経済的走行に努めて環境へ負荷の少ない運転を行う。 ③ 出張時等に、自転車や公共交通機関を利用し、庁有車等の利用を抑制する。
-----------	---

(2) 用紙類の使用に関する項目

職員等は、以下の実施事項を実践し、用紙類の使用量を必要最小限に抑える。

◎ 用紙類の使用量削減

使用量の適正管理	① 計画的に購入、作成する量を削減し、処分量の減少に努める。 ② 新聞・刊行物等の購入は、同一部内で重複しないよう必要最小限とする。
用紙類の適正使用	① コピーや印刷物の作成にあたり、両面コピー・両面印刷を励行する。 ② 職場における資料の周知について、回覧を原則とし、コピーによる配布はしない。 ③ ファイリングシステムを徹底する等、資料の共有化を図り、無駄に資料を保管しない。 ④ 会議資料をなるべくA4一枚に抑える。 ⑤ ペーパーレス会議に向けた環境づくりに努める。 ⑥ 資料、報告書等の配布先を正確に把握し、必要最小限の部数を作成する。 ⑦ ミスコピーをしないよう留意する。また、ミスコピー用紙の裏面は、再度コピー用紙やプリンターの出力用紙、メモ用紙等として活用する。

(3) ごみ減量・資源化に関する項目

職員等は、「ごみの減量」、「資源化の推進」の各目標達成のため、以下の実施事項を実践し、廃棄物の発生を必要最小限に抑える。

◎ ごみの減量

ごみ排出量削減	① 「ごみ」と「資源」の分別を徹底する。その際は『本・分庁舎の資源・ごみの出し方』に従って処理し、ごみを出さないよう努める（本・分庁舎以外は、別途作成すること）。 【本・分庁舎の『資源・ごみの出し方』】 職員ポータル > 庁内共有ドキュメント > 総務部 > 総務課 > 庁舎管理係 > ごみの出し方 ② 事務機器・事務用品等は、故障した場合には修理するなど、長期間使用することを心掛ける。 ③ 使用済み封筒等、事務用品の再利用に努める。 ④ 文具等を共有化し、必要以上に購入しない。また、遊休物品の有効利用を工夫する。流用可能品は、『所属間における物品流用の実施について』により会計室に報告し、有効活用する。 【物品流用可能品について】 職員ポータル > 庁内共有ドキュメント > 会計室(部) > 会計室 > 3.事務手引き・ガイドライン・運用マニュアル等 > ☆物品関係 > ◆物品流用 ⑤ 詰め替え可能な製品を優先的に選択し、極力、使い捨て容器の製品の購入を抑制する。 ⑥ 購入する製品や商品の包装をできる限り避け、やむを得ない場合にも簡易でリサイクル可能な包装を選ぶ。
---------	--

- ⑦ マイバッグを持参し、レジ袋を断るようにする。
- ⑧ マイカップやマイボトル、マイ箸などを持参し、ごみを出さないようにすることを常に意識する。

◎ 資源化の推進

資源化の推進

- ① 資源・ごみの分別を徹底する。
- ② 個人用ごみ箱の廃止に努め、リサイクルボックスによる庁内リサイクルを推進する。
- ③ リサイクル可能な製品を優先的に購入する。
- ④ 再生品を積極的に購入する。
- ⑤ 区有施設の厨房等から生じるごみの水切りを徹底し、また、資源として回収するよう努める。
- ⑥ 紙及び紙製品は、紙ごみとして排出することなく、全て分類（ミックスペーパーと古紙回収）のうえ資源回収する。

(4) 施設設備の管理に関する項目

エネルギーを消費する設備を管理する職員は、設備を適正に管理し、エネルギー消費量の削減を図る。

◎ 設備管理

設備の適正管理

- ① エネルギーを消費する設備の管理にあたっては、「都環境局 地球温暖化対策メニュー」を参考とし、省エネルギーに配慮した適正な管理を行う。
【参考URL】
(東京都環境局 地球温暖化対策メニュー)
http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/report/handbook/Handbook_Menu2016.3ver.pdf

(5) 太陽光発電設備の導入

「区有施設への太陽光発電設備導入の基本方針」のもと、新築の施設を中心に、区有施設への太陽光発電設備の導入を図る。設備の導入状況については以下のとおり。

<区有施設における太陽光発電設備の導入実績及び予定（平成30年2月現在）>

10kW相当以上

NO	施設名称	導入年度	導入規模
1	牛込第三中学校	21	10kW相当
2	新宿西戸山中学校	22	10kW相当
3	東戸山小学校	22	10kW相当
4	西新宿子ども園	22	10kW相当
5	子ども総合センター	22	20kW相当
6	榎町地域センター	24	10kW相当
7	柏木小学校	25	10kW相当
8	新宿中学校	25	10kW相当
9	新宿リサイクル活動センター	25	10kW相当
10	四谷保健センター	25	10kW相当
11	落合第二中学校	26	10kW相当
12	落合第五小学校	27	10kW相当
13	四谷中学校	27	10kW相当
14	弁天町コーポラス(区営住宅)	27	10kW相当
15	愛日小学校	28	10kW相当
16	西部公園事務所	28	10kW相当
17	西戸山小学校	29	10kW相当

13 その他環境配慮のための取組

区では事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制を効果的に推進していくため、12に記載する取り組みの他にも環境保全への配慮の取組を推進し、総合的に環境保全に取り組んでいく。

(1) グリーン購入の推進

グリーン購入法に基づき、グリーン購入を推進する。

<グリーン購入>

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいい、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

グリーン購入法により、地方公共団体は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を基に独自に調達方針を定め、グリーン購入を推進することが努力義務となっている。

(2) エコカー導入の推進

東京都知事が定める「特定低公害・低燃費車」をエコカーとし、庁有車のエコカー導入率が100%となるよう取り組んでいく。また、雇い上げ車についても「特定低公害・低燃費車」または排出ガスの発生量が少なく、かつ、燃費性能が高い環境に配慮した車とするよう規定し、組織的にエコカーの導入を図っていく。

(3) 環境配慮契約の促進

環境に配慮した電力の調達を推進する。区では、「電力の調達に係る環境配慮方針」を定め、一定の環境配慮を行った電力会社と電力調達の契約を進めている。

(4) 区有施設での実践行動

ア みどりのカーテンの育成

区有施設や学校に「みどりのカーテン」を地球温暖化対策の一環として推進し、夏期における冷房の使用を抑制する。

<みどりのカーテン>

ゴーヤや朝顔などのつる性植物を窓の外側にはわせて自然のカーテンとすること。室内に差し込む日差しを和らげるとともに、葉の蒸散作用の効果により、室温の上昇を抑え、冷房の使用を抑制する効果がある。

イ 打ち水大作戦

地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の一環として毎年7月23日（大暑）から9月15日までの間、区内の各地域で打ち水の実施をよびかける「新宿打ち水大作戦」を実施する。区民・事業者・団体に参加していただくことに加え、区有施設においても取組を実施する。

(参考資料 1)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

1 概要

年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kL以上の事業者は特定事業者として、中長期的にみて年平均1%以上（過去5年度間）エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の低減することが求められている。

また、毎年7月末日までに前年度のエネルギー使用量等について定期報告書、施設保全に係る省エネルギーについての計画をまとめた中長期計画書の提出が必要となる。

新宿区及び新宿区教育委員会はそれぞれ特定事業者となっている。

2 対象

燃料（原油及びガソリン、天然ガス等）、電気（燃料を起源とする電気）、熱（燃料を起源とする熱（蒸気、温水、冷水等））

区の事業では、電気、都市ガス、灯油、A重油、軽油、冷水、蒸気、液化天然ガスの使用等が対象となる。

○地球温暖化対策報告書制度（東京都環境確保条例）

1 概要

都内に設置する中小規模事業所等で使用するエネルギー量が合算して原油換算で年間3,000kL以上になる事業者は、都への報告書の提出や、報告内容の公表を行うことが必要となる。

新宿区及び新宿区教育委員会はそれぞれ対象事業者として、報告書の提出・公表を行なっている。

2 対象

電気・ガス・水・燃料

区の事業では、電気、都市ガス、灯油、A重油、軽油、冷水、蒸気、液化天然ガス、上下水道の使用等が対象となる。

(参考資料 2)

- 1 本計画期間における、平成25年度比(2013年度比)のCO₂削減量(目標値)「11,060 t-CO₂(※)」の換算値
(※平成30～34年度(2018～2022年度)削減量の合計)

⇒杉の木のCO₂吸収量に換算

約158,000本が5年間に吸収する量に相当。

大きく成長した杉の木(50年で、高さが約20～30m)は1年間で平均して約14kgのCO₂を吸収するとされています(出典:林野庁)

⇒一世帯の平均CO₂排出量に換算

約448世帯が5年間に排出する量に相当。

一世帯あたりのCO₂排出量は約4,940kg-CO₂としています。
(出典:全国地球温暖化防止活動推進センター 関東地方における平成27年度調査結果)

- 2 省エネルギーの各取組のCO₂削減量

項目	CO ₂ 削減量(※)
夏の冷房時の室温は28度を目安に	17.8 kg-CO ₂
冷房は必要なときだけつける	11.0 kg-CO ₂
冬の暖房時の室温は20度を目安に	31.2 kg-CO ₂
暖房は必要なときだけつける	23.9 kg-CO ₂
ノートパソコンを使わない時は、電源を切る	3.2 kg-CO ₂
ノートパソコンの電源オプションの見直しを行う	0.9 kg-CO ₂
冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない	25.7 kg-CO ₂
蛍光灯の1日1時間短縮	2.6 kg-CO ₂

(出典:資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬」2017年発行)

※家庭用機器1台あたりの年間削減量